シリーズ人権教育　第１２１回

日本の先住民族

アイヌ

アイヌの人々は、古くから、北海道を中心にサハリン、千島列島などに住んでいた民族であり、固有の言語、伝統的な儀式、祭事などの独自の豊かな文化を持っています。



　動物の「ラッコ」や「トナカイ」、魚の「シシャモ」はアイヌ語です。北海道の地名（札幌など）の多くがアイヌ語の地名がもとになっています。アイヌ民族は、「人間は自然に守られている」と考え、自然にある多くのものをカムイ（神）として敬い、大切に

してきました。

　しかし、江戸時代の松前藩による支配や明治維新以降の「北海道開拓」の過程での大々的な同化政策により、アイヌの人々の独自の民族文化が禁止され、狩りや漁が中心の生活から、農業中心の生活に変えざるを得なくなりました。

　また、今まで使用していたアイヌ語ではなく日本語の習得が強制されました。このような中、独自の文化や伝統が失われ、民族としての誇りを奪われる結果を招きました。

　平成９年に、長い間アイヌの人々の生活などを規定していた法律「北海道旧土人保護法」が廃止されました。

　新たに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、アイヌに関する研究や、アイヌの伝統などに関する知識の普及・啓発を図るための施策が推進されていますが、アイヌの人々に対する理解が十分ではなく、就職や結婚に際し、様々な偏見や差別が残っています。



　未だに多くの人が、「アイヌの人々」を、「狩猟を中心とした生活を今も続けている少数民族」と誤解していることが多いのですが、現在、伝統的な生活を送っているアイヌの人はいません。

　紋切型のイメージを押し付けられることに、息苦しさを感じているアイヌの人もいます。

　アイヌの人々の人権侵害を無くすためには、アイヌの人々の歴史や文化、伝統や現状について正しく理解するための一層の啓発活動が必要です。そしてアイヌの人々の独自の文化・伝統などを尊重する心を磨くことが大切です。

【参考資料】人権ア・ラ・カ・ル・ト、アイヌ民族歴史と現在（アイヌ文化振興・研究推進機構）

